

五島中央病院施設の使用(申請)に際しての諸注意事項

1. 施設使用申請について

- 五島中央病院の講義室等の使用に際しては、「五島中央病院施設使用許可申請書」を使用日の3営業日前までに提出して下さい。

2. 請求書の受領又は現金支払いに関して

- 利用当日の9時～17時15分(12時～13時を除く)に2階事務室にお越し下さい。
- 時間内に来院が出来ない場合は事前に相談下さい。
- 連絡なく上記の時間内に請求書の受領又は現金支払に来室されない場合は、使用許可を取り消します。
またそのことにより申請者が被るいかなる不利益も当院が負うものではありません。

3. 入室及び退室に関して

- 入室の際は、当方で部屋の鍵は開けておりますので、申請時間に入室頂いて構いません。
- 退室の際は、使用機材等を元の場所に戻す等原状回復を行ったうえで、退室して下さい。(施錠の必要はありません)
時間外出入口から退館する際に警備室の前を通ることとなりますので、その際警備員に部屋の施錠を依頼して下さい。